

県立病院における分娩介助料の値上げに伴う経済的負担の軽減 を求める意見書

令和元年12月沖縄県議会において「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」が賛成多数で可決され、令和3年4月1日から県立病院における分娩介助料として時間内の正常分娩費用が12万6,000円から3万4,000円増額し、16万円となり、また、時間外においては15万1,200円から4万800円値上げし19万2,000円となっている。

県は、条例改正の理由を病院事業の経営改善、安定化や、県内民間医療機関との均衡を考慮するとしている。しかし、条例施行後の現状において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い雇用状況が悪化するなか、世帯の収入が減少し、生活が困窮している家庭が増えており、こうした経済状況のなか、少子化対策、子どもの貧困対策、子育て支援の取組に逆行することは看過できません。

経済的理由によって子育て世代に負担が生じる状態は直ちに改善されるべきである。

よって、県においては、子育て世代が安心して出産でき、経済的な負担を軽減できるように早急に支援策を講じることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月28日

石垣市議会

宛先 沖縄県知事